No.１５

議案第１００号の参考資料

答　　申　　書

熊谷市特別職報酬等審議会

令和３年１１月１９日

熊谷市長　小　林　哲　也　様

熊谷市特別職報酬等審議会
会長　大久保　和　政

特別職の報酬等の適正額等について（答申）

令和３年１１月１５日付け熊職発第５８６号で諮問のあった事項について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答　　申

令和３年１１月１５日に意見を求められた特別職の報酬等については、次のとおり措置されることが適当である。

記

１　市議会議員の議員報酬

現行額で据え置く。

２　市長、副市長及び教育長の給料

現行額で据え置く。

３　市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当支給率

下記の支給率とすることを基本とし、それぞれ一般職職員との均衡を考慮した支給率とする。

⑴　令和３年度

６月期　現行どおり　　（２２２．５／１００）

１２月期　２０７．５／１００　（２２２．５／１００）

⑵　令和４年度以降

６月期　２１５／１００　（２２２．５／１００）

１２月期　２１５／１００　（２０７．５／１００）

４　適用時期

上記３⑴について、令和３年１２月１日を基本とし、

３⑵について、令和４年４月１日を基本とし、

それぞれ一般職職員との均衡を考慮して定める日から適用する。

１　答申に当たって

令和３年１１月１５日、市長から「市議会議員の議員報酬」、「市長、副市長及び教育長の給料」、「市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当支給率」の３点について意見を求められた。

これら３点を審議する上での最近の経済情勢としては、景気は昨年に比べ回復の兆しが見られるものの、「法人企業統計季報」によると、企業収益は令和３年４－６月期の経常利益で、製造業においては前期比７．４％の増加、非製造業においては前期比１．９％の減少と業種間で回復の程度に違いがみられ、こうした状況を背景に、本年１０月の「月例経済報告」によると、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっているとしている。

また、最近の民間における賃金・雇用情勢としては、「毎月勤労統計調査」によると、本年４月のパートタイム労働者を除く一般労働者の所定内給与は昨年４月に比べ０．４％増加しているものの、「労働力調査」によると本年４月の完全失業率（全国）は昨年４月から０．２ポイント上昇して２．８％（季節調整値）となっており、また、「一般職業紹介状況」によると、本年４月の有効求人倍率は昨年４月から０．２１ポイント低下して１．０９倍（季節調整値）となっている。

こうした経済情勢や民間の賃金・雇用情勢を反映して、人事院は、月例給については２年連続で据え置き、特別給については２年連続で引下げを行うこととし、特別給は０．１５月分減の４．３０月とする勧告を行った。

このような状況を踏まえ、本審議会では諮問の趣旨を十分に認識した上で、各種の資料に基づき、率直な意見交換を行い、公正不偏の立場から慎重に審議を行った。

⑴　市議会議員の議員報酬について

市議会議員は、市民ニーズが複雑多様化し、行政の内容が高度化していることに伴い、高い見識と高度な専門知識が求められており、受けるべき報酬の額は、高度かつ広範な職務内容に十分相応するものでなければならない。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい社会経済状況が続くなか、市政における二元代表制のもとで市民の代表としてその負託と信頼に応え、課せられた社会的責任を果たしていくためには、受けるべき報酬の額は、市民の理解と納得が十分得られる水準であることが求められる。

以上のことを勘案した上で審議したところであるが、県内市との比較においては概ね人口規模に見合った水準にあることから現行額に据え置くことが適当であると全員一致で決定した。

⑵　市長、副市長及び教育長の給料について

市長は市民の負託と期待に応える市政執行の最高責任者として、副市長は市長のトップマネジメントを補佐する実務責任者として、また、教育長は教育委員会を代表する教育行政の責任者として、市政運営上の多くの重要課題に向き合い、その重責を果たすこととなることから、その給料の額は、民間賃金等に相応して決定される一般職職員の給与とは異なり、職務の特殊性や責任の度合いに応じて定められるべきものであるとの認識のもと、本年度については手当の水準等も考慮に入れた上で、その適正額を審議した。

市長、副市長及び教育長の給料については、いずれも人口規模に比べやや低い水準で推移していることから、これまでの本審議会における意見と同様、人口規模に見合った水準となる額まで引き上げることが本来望ましいとする意見が示される一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい社会経済状況が続いているなかにおいては、給料額の引上げは市民の理解を得られないとする意見が示された。

こうした意見を踏まえ、現段階においては現行額に据え置くことが適当であると全員一致で決定した。

なお、給料の適正額については、人口規模に比べやや低い水準となっているという現状認識を踏まえ、今後とも新型コロナウイルス感染症の動向等を注視しつつ、経済情勢、賃金情勢その他諸般の情勢を見極めながら、引き続き具体的な検討を進めていく必要があることを意見として申し添える。

⑶　市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当支給率について

期末手当の支給率については、従来から、一般職職員との均衡を考慮しながら改定してきた経緯があることから、一般職職員と同様に、年間支給率を０．１５月分引き下げ、４．３０月を基本とすることが適当であると全員一致で決定した。